

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

令和元年9月2日提出

**令和元年9月2日報告**

藤岡市長 新井雅博

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項として、下記のとおり専決処分する。

令和元年8月6日

藤岡市長 新 井 雅 博

### 記

- 1 損害賠償の額 58,320円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●●●●●  
● ● ● ●
- 3 事件の概要

令和元年5月10日（金）午後2時30分頃、藤岡市森602番地3の藤岡市森1号公園内を都市施設課職員が乗用草刈払機で除草作業中隣接の相手方家屋の窓ガラスに小石が飛び、窓ガラスを損傷させたものである。